

答弁書第三四号

内閣参質一七七第三四号

平成二十三年二月八日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員浜田昌良君提出児童福祉施設最低基準の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出児童福祉施設最低基準の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、新たな予算措置を要しない項目として、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、小規模施設における児童指導員又は保育士及び乳児が入所している場合における看護師の配置の義務付け、児童の居室の一人当たりの面積の引上げ、児童の居室の定員の引下げ等について検討を行っているところである。また、新たな予算措置を要する項目として、児童指導員及び保育士の配置基準の見直しについて検討を行っているところである。

二について

お尋ねの児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正については、現在、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等において検討を行っているところである。このうち、新たな予算措置を要せず改正が可能な項目については、本年四月までを目途に取りまとめる予定で検討を行っているところであり、その結果を踏まえ、速やかに同令を改正し、施行したいと考えている。また、新たな予算措置を要する項目に係る同令の改正のスケジュール等については、同委員会等における議

論も踏まえ、今後検討を行うこととしている。

三について

お尋ねについては、今国会に提出している平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案において、児童養護施設に入所している子どもについては、当該子どもが入所している施設の設置者に対し、子ども手当を支給することとしているところである。